

令和2年度

定期監査報告書

只見町監査委員

1. 監査を執行した監査委員名

只見町代表監査委員 栗木 豊
只見町監査委員 酒井 右一

2. 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

3. 監査の期間

令和2年10月21日、22日、23日の3日間

4. 監査の対象

一般会計、各特別会計の財務に関する事務の執行状況及び経営にかかる事業の管理全般

5. 監査の方法

今回の監査は、主に令和2年度の財務に関する事務の執行状況について、その事務が法令に則り、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼に実施した。

また、令和元年度の定期監査で意見を付した項目について、その後の取り組み状況を確認すると共に、あらかじめ求めた資料について、担当課長・職員から説明を聴取し効果ある監査の執行に努めた。

6. 監査対象

本年度の監査は、前年度付した意見を重視し、且つ、令和2年9月30日現在における財務に関する事務の執行状況について、次の事項に絞って監査を実施した。

- 1) 令和2年度主要事業の執行状況について
- 2) 歳出予算の執行状況について

7. 定期監査の結果

1) 総評

令和2年度一般会計予算9月末現在における予算の執行状況について、歳入は予算現額6,692,564千円（繰越含む）に対して、収入済額3,096,873千円、対予算収入率は46.27%で対前年度比3.42ポイント増である。なお、普通交付税2,413,987千円が決定している。

歳出全体における対予算支出済執行率は53.77%で、前年度比4.15ポイント減であるが、概ね適正に処理されていると判断した。

なお、事務事業の執行について、以下の意見を付している。

2) 意見

①工事発注の遅れについて

只見小学校体育館改修工事については、当初予算に計上され学校休業中の施工が検討されていたにもかかわらず、未だに発注の見込みがたたない状況にある。児童、生徒、教員をはじめ体育館使用者の安全対策は早急に行なうことが求められている。早期の発注、施工を強く求める。

②道の駅基本計画策定業務委託料について

本件については、令和元年度から繰り越した予算である。今年度上半期において未だ発注されない。議決した予算（繰越予算）は早期執行が原則である。早急に構想の基本に関わる諸課題を整理し予算執行されたい。